



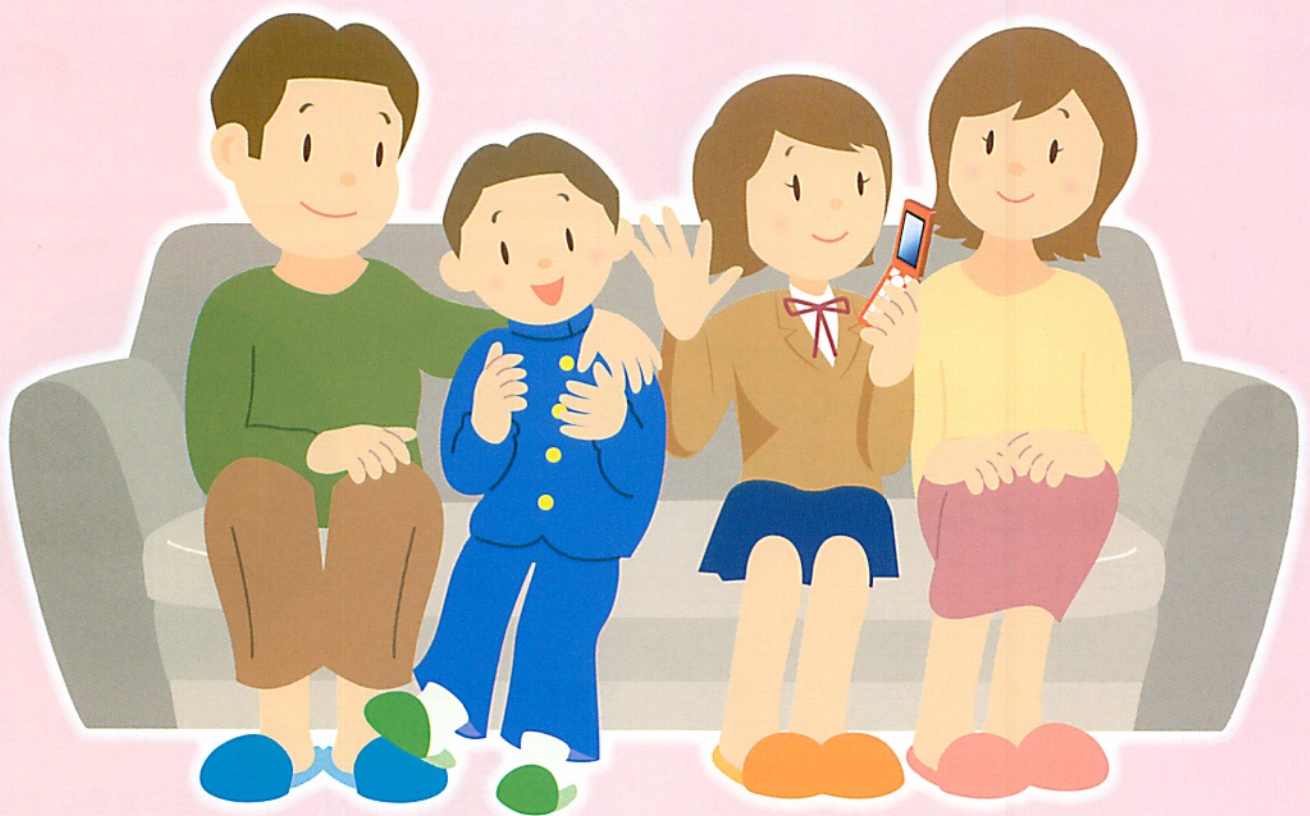
子どもの 携帯電話の 適切な利用に向けて

「いしかわ子ども総合条例」が改正されました。

平成22年1月1日から施行されます。

各家庭で子どもの携帯電話
について考える

フィルタリングサービス
を利用する



この条例で「青少年」とは、18歳未満の人をいいます。

近年、インターネット上の有害情報の氾濫によって、子どもたちが犯罪に巻き込まれるケースや誹謗・中傷する書き込み被害が発生するなど、子どもを取り巻く環境が変化しています。

こうした状況を踏まえ、今回の条例改正において、青少年の携帯電話の適切な利用を進めることにより、青少年の健全育成を図ることとしています。

【お問い合わせ先】

石川県健康福祉部少子化対策監室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL:076-225-1422 FAX:076-225-1423

お子さんに携帯電話を持たせるか、持たせないかの判断や、
利用に際してのフィルタリングの利用などについて、適切な対応をお願いします。



お子さんの携帯電話の利用については、
年齢等を考慮した適切な対応が必要です。
特に、小中学生には携帯電話を持たせない
ことも含め、慎重に判断してください。

○今回の条例改正では、青少年が携帯電話を利用する際には、保護者の方に、お子さんの年齢、発達段階等を考慮の上、適切な対応に努めることを求めています。

例えば…

各家庭の
ルールをつくる

子ども用
携帯電話を
使う

フィルタリング
サービスを
利用する

○特に小中学生については、塾や習い事の帰りが夜間となるために必要となる場合など、保護者の方が特別な目的により携帯電話を持たせるべきと判断した場合を除き、携帯電話を持たせないことを基本として、適切な対応をとられるようお願いいたします。

お子さんの携帯電話には、やむを得ない場合を除き、
有害情報へのアクセスを制限する
フィルタリングサービス
利用してください。

【フィルタリングサービス】子どもに有害サイトを閲覧出来なくする携帯電話事業者が提供するサービス

○平成 21 年 4 月 1 日より「青少年インターネット環境整備法（※）」が施行され、青少年が携帯電話を利用する場合は、保護者の申し出がない限り、フィルタリングサービスを利用することとなっています。

※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号）

○保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をする場合には、やむを得ない理由を書いた文書を携帯電話事業者に提出しなければなりません。



やむを得ない理由

- ① 青少年が就労している場合で、当該業務に支障が生じること
- ② 障害・疾病等により、日常生活に必要な情報収集等に支障が生じること
- ③ 青少年が有害情報に触れないようにするために保護者が常に利用状況を確認できること

○お子さんとよく話し合うとともに、フィルタリングサービスの目的や内容を十分ご理解いただき、ご協力をお願いします。